

# 令和4年度 農水産業振興戦略拠点施設機能強化整備事業 仕様書

## 1. 事業名

令和4年度 農水産業振興戦略拠点施設機能強化整備事業

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月22日(月) (予定)

## 3. 事業の目的

うるま市農水産業振興戦略拠点施設(うるマルシェ)は、第1次産業の持続・発展的な振興と地域産業の活性化に資する拠点として認知され、年々来場者数も増加し、昨年度はコロナ禍にもかかわらず、過去最多となる約100万人の来場者が訪れるなど、地域産業の活性化に寄与する施設となった。

今後同施設を活用し更なる地域産業の活性化に資する拠点とするためにイベント広場の更なる活用を含めた機能強化を行い、集客と売上の更なる増加を図ることを目的とする。

## 4. 納入場所

- (1) LED大型ビジョンは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設(うるマルシェ)イベント広場へ設置する。
- (2) 映像配信システムの納入場所は、うるま市農水産業振興戦略拠点施設内とする。
- (3) その他、本件業務の実施における成果物の納入場所はうるま市役所とする。

## 5. 業務範囲

本件業務の範囲は、次に挙げるとおりとする。

- (1) 大型ビジョン及び付帯設備の導入、設置業務
- (2) 映像配信システム導入業務
- (3) 大型ビジョンの管理運営計画書の作成
- (4) 業務実施報告

## 6. 業務要件等

5に掲げる業務範囲の基準となる業務要件等を以下に示す。

- (1) 大型ビジョン及び付帯施設の導入、設置業務

### ア. 業務概要

うるま市農水産業振興戦略拠点施設イベント広場の設置場所に最適な画面寸法、画

質、輝度、音響、その他標準的に備えるべき装備等を備えた大型ビジョン及び付帯設備を整備すること。

イ. LED大型ビジョンの仕様

必須項目	仕 様
画面寸法	横 3,000mm×縦 1,500mm以上であること。
表示面積	30 m <sup>2</sup> 以下であること。 ※沖縄県屋外広告物条例等関係法令を遵守すること。
アスペクト比	HD映像の表示に適した 16 : 9 の近似値であること。
画素ピッチ	5mmピッチ以下であること。
LED素子	3in1 (SMDタイプ) のLEDであること。
輝度	最大輝度が 5,000cd/m <sup>2</sup> 以上であること。
視認角度	水平 140° 以上、垂直 75° 以上の視認角度があること。
防塵防滴処理	屋外仕様で、国際電気標準会議が定める IP 6 5 以上の防塵防滴処理を全面、裏面に施すこと。
塩害対策	大型ビジョン内外部及び筐体等に、沖縄の特殊な気候に配慮した塩害対策等の適切な処理を施すこと。
耐風速	風速 6 0 m / s に耐える性能を有すること。
その他	画素数、画素ピッチ、動作保証温度、入力信号、平均消費電力、重量 (表示部、筐体 (想定))、電源種別、電源容量及びその他公表すべき仕様を提示すること。
特記事項	① LED表示機器の製造者 (国、メーカー) を提示すること。 ② LED表示機器の導入実績、信頼性、安全性、サポート実績等を提示すること。 ③ 電気代等の年間の維持管理に係る費用を提示すること。
留意事項	① 屋外設置の装置として、耐候性や日射に十分配慮したものであること。 ② 表示ユニットは、スクリーンの全消灯なしに容易に交換できること。

ウ. 付帯施設の仕様

- ① 高画質な映像信号の入出力伝送、映像の位置調整等、LED全体を最適に制御できる機能があること。(例/コントローラー)
- ② 大型ビジョンへの送出する映像信号の企画 (HDMI 等) に適応した映像制御機能があること。(例/映像制御装置)
- ③ 複数の入力信号切り替え、混合等ができる機能があること。(例/HDMI スイッチャー)

- ④ 映像配信システムからネットワーク経由で、映像データを蓄積できる機能があること。(例/映像サーバー)
- ⑤ DVD、Blu-ray Disc、USB等、社会一般で使用されているが外部記録媒体から、フルHD映像を出力する機能があること。(例/フルHD対応DVDプレーヤー)
- ⑥ NHK、民放、ケーブルテレビ等の映像が放映できる環境を整備すること。(例/地デジチューナー)
- ⑦ ライブ中継の放映に対応できる環境を整備すること。
- ⑧ LEDの照度を調整できる機能があること。(例/タイマー)
- ⑨ 特定の範囲に音を流せる音響設備を整備すること。
- ⑩ 音量を調整する機能があること。
- ⑪ 電源トラブルから電子機器を保護する機能があること。
- ⑫ タイマーにより電源入切を行う機能があること。
- ⑬ 配線ケーブルには同軸ケーブルを使用するなど、省配線化に努めること。
- ⑭ 適切なセキュリティ対策(ネットワーク障害対策、いたずら等による人的損害防止等)を施すこと。
- ⑮ ①～⑭における付帯設備が正常に動作する防塵処理、塩害対策、空調設備、電気設備、ネットワーク環境、筐体等を適切に整備すること。
- ⑯ その他、大型ビジョンが正常に動作するために必要な付帯設備を整備すること。

## (2) 配信システムの導入

### ア. 業務概要

大型ビジョンに放映する画像を適切に管理するシステム(ソフトウェア、アプリケーション等を含む。)を導入すること。

### イ. 配信システムの仕様

- ① 大型ビジョンに放映する画像の編集、加工ができること。
- ② 大型ビジョンに放映する画像の番組構成ができること。
- ③ 配信システムにより、ネットワーク経由で大型ビジョンに映像を放映できること。
- ④ ①～③における機能を満たし、受託事業者に依存しない汎用的なシステムを導入すること。
- ⑤ ①～③における機能を満たし、放映を止めずにメンテナンスが行えるなど、後年度の管理運営業務を効果的かつ効率的に行えるシステム構成にすること。
- ⑥ 適切なセキュリティ対策(ウイルス対策、ネットワーク障害等)を施すこと。
- ⑦ その他、導入するシステムが正常に動作するパソコン等の電子機器、什器類、空調設備、電気設備、ネットワーク環境等を整備すること。
- ⑧ 画像配信システム一式は、業務引継ぎによる他所への移設も念頭においた機器

類を導入すること。

⑨ 映像配信システム一式は、受託事業者が確保する場所に設置すること。

(3) 大型ビジョンの管理運営計画書の作成

想定される運営費用（収支計画等）を検討・算出し、管理運営計画書を作成すること。

(4) 事務管理業務

ア. 実施計画の策定

受託事業者は、プロジェクトマネジメント、業務責任体制、業務内容及び事業スケジュール等を示した実施計画を策定し、本市の承認を得ること。

イ. 業務責任体制の明確化等

本件業務の実施に必要な能力、資格、景観を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制（保守体制も含む。）を明らかにすること。

受託期間中は、選任の担当者（本市との連絡調整担当者）を配置すること。

保守を行う作業者は、障害発生後、速やかに現場対応（LEDモジュールの交換等）を行える技術と部品を備えたものを配置すること。

なお、業務にあたる者に欠員が生じた場合には、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

ウ. 許認可手続き

本業務の実施に必要とされる各種法令や条例に基づいた検査、許認可等の手続きについては、本市に提示のうえ、原則として受託事業者が代行して行うこと。

なお、検査、許認可等の手続きに必要な経費は、予算額に含まれるものとする。

エ. 備品等の適正管理

本件業務の実施により調達する物品等は、適切な方法で使用し、適正に管理すること。本市が提供する物品等が故障した場合は、双方で協議を行い、その非が受託事業者にある場合は、同等の物品を受注者が調達、設置、設定作業を行うこと。

オ. 会議の開催

受託事業者は、本市への業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を定期的で開催すること。また、会議毎に議事録を作成し、本市の承認を得ること。

カ. ドキュメント等の整備と保存

本件業務の成果物となるドキュメントのほか、打ち合わせで作成、使用したドキュメント類を整理し、保管、保存すること。また、大型ビジョンや映像配信システムを適切に運用するためのマニュアルを整備し、保管、保存すること。

ク. 消耗品等の経費について

本件業務の実施に必要とする消耗品等に係る経費については、予算額に含まれるものとする。

(5) 業務実施報告

本件業務を完了したときは、以下の成果物を速やかに本市へ提出すること。

- ① 業務完了報告書
- ② システム構図（図・表）
- ③ 機器設備台帳
- ④ 議事録
- ⑤ 操作説明書（運用マニュアル等）
- ⑥ 経費明細書（計算書）
- ⑦ ①～⑥のドキュメントを印刷した資料一式（正1部、副2部）
- ⑧ ①～⑥のドキュメントを保存した COD-ROM、DVD-ROM を各2枚（正・副）

7. 業務実施における留意点

(1) 事業連携

本市が実施する他の事業との連携について、積極的に取組むこと。

(2) 資料の提出及び説明等の協力について

本件業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、当該補助金の適正な執行を確認、検査するため、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は業務終了後であっても、その求めに応じること。

例) 当該業務を遂行するうえで選任の人材を雇用する場合、雇用者に係る出勤簿及び給与明細など。機器調達に係る経費明細など。

(3) 業務担任修了時の対応について

本件業務の実施期間終了、全部若しくは一部解除、又はその他契約終了事由の如何を問わず、本件業務の受託が終了する場合は、次期業務実施者が継続して適切に業務を実施できるよう誠意をもって引継ぎを行い、協力すること。また、その際に必要な資料、データ等については無償で提供すること。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は、本件業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、受託者は市と協議することができる。

(5) 瑕疵担保責任

本件業務の成果物を対する瑕疵の取り扱いについては、受託事業者の瑕疵担保責任期間を検収後1年とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は、速やかに無償で是正しなければならない。対応期限については、双方協議のうえ決定する。

(6) 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に際委託することができる。その場合は、再委

託先ごとの業務内容、再委託先の概要及び体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市の承認を得なければならない。

(7) 業務成果の帰属等

ア. 取得財産について

本件業務で取得した全ての財産（調達機器類、ソフトウェア等）は、本市へ帰属するものとする。

イ. 著作権の帰属

本件業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。

ウ. 著作権に処理

本件業務の実施による成果物は、音楽、シナリオ、ナレーション等の著作権上の権利関係の処理を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(8) 法令遵守

本件業務の実施にあたっては、関係法令、条例、規則等を遵守すること。

(9) 双方協議

本件業務の実施のあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。